

令和2年2月21日

各 学 校 設 置 者 様
(高 ・ 特 ・ 専 (高等課程))

岩手県政策地域部学事振興課総括課長

令和元年度私立高等学校等就学支援金事務費交付金の配分方法及び額等について（通知）

私立高等学校等就学支援金事務費交付金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項に定める配分方法及び額並びに同項に定める交付対象経費について、下記のとおり通知します。

記

1 交付金の配分方法及び交付額

(1) 受給資格認定者数に基づく経費（要綱別表1(1)）

令和元年5月1日現在における、受給資格者一人あたり 450円以内とする

(2) 支給対象学校数に基づく経費（要綱別表1(2)）

令和元年5月1日現在における、学校数一校あたり 28,000円以内とする

2 交付対象経費（要綱別表2）

「その他、就学支援金に関する事務の執行に必要な経費として知事が認める経費」として「私立学校常勤職員に係る基本給（就学支援金業務に従事した分に限る。）」を認めることとする。

担 当：私学振興担当 高橋（宏）
電 話：019-629-5042
ファクシミリ：019-629-5049
E-mail：AH0007@pref.iwate.jp